

7 駐車場等

《基本的考え方》

- 公園利用者のために設けられる駐車場には、公園の主要な出入口に最も近接した場所に車椅子使用者専用の駐車区画を適切数設ける。

【1】車椅子使用者用駐車施設

	利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、以下により車椅子使用者用駐車施設を設けること。	ト 駐車場等(1)
設置数	<p>(1) 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に応じ、次に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。</p> <p>ただし、当該駐車場が機械式駐車場であり、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合は、この限りではない。</p> <p>ア 200以下の場合は、当該駐車施設の数に2/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）。</p> <p>イ 200を超える場合は、当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数。</p>	バリアフリー法施行令第18条
幅	(2) 幅は、3.5m以上とすること。	バリアフリー法施行令第18条
路面	(3) 車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。	建築物ト駐車場等(1)
標識	(4) 車椅子使用者用駐車施設の付近には、車椅子使用者用駐車施設があることを表示する標識を設けること。	建築物リ標識(1)

《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【案内表示】駐車スペース路面に「国際シンボルマーク」を表示し、車いす使用者用駐車施設である旨を分かりやすく表示する。
- 【誘導標示】駐車場の進入口から車椅子使用者用の駐車スペースまでの誘導標示を適切に設ける。
- 【段】段差を設けない。また、歩行通路との境に段差がある場合は「【3】通路」の整備基準に準じて段差を解消する。
- 【設置数】下表の通り。

駐車区画数の総計	車椅子使用者用駐車施設
1～50台	1台以上
51～100台	2台以上
101～150台	3台以上
151～200台	4台以上
201～300台	5台以上
301～400台	6台以上

《望ましい整備》

- ◇車椅子使用者用駐車スペースの路面は青色とする。

【2】経路

経路	車椅子使用者用駐車施設は、〔1 出入口〕に定める基準に適合する出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの経路（以下の「【3】通路」に定める基準に適合する通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。	ト 駐車場等 (2)
----	--	---------------

【3】通路

	車椅子使用者用駐車施設へ通ずる〔1 出入口〕に定める基準に適合する出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの通路のうち1以上は、以下に定める基準に適合するものとすること。	ト 駐車場等 (3)
幅	(1) 幅は、1.2m以上とすること。	イ 出入口(1)
表面	(2) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。	イ 出入口(2)
戸	(3) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。 ア 自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとすること。 ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	イ 出入口(5)
縦断勾配	(4) 縦断勾配は、5%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8%）以下とすること。	ロ 園路(2)
水平部分	(5) 3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合においては、延長30m以内ごとに1.5m以上の水平部分を設けること。	ロ 園路(3)
横断勾配	(6) 横断勾配は、1%以下とすること。	ロ 園路(4)
段差	(7) 段を設ける場合においては、当該段の基準は、〔4 階段〕に定める基準を準用すること。	ロ 園路(5)
排水溝	(8) 排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。	ロ 園路(6)
転回スペース	(9) 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	ト 駐車場等 (4) (三)

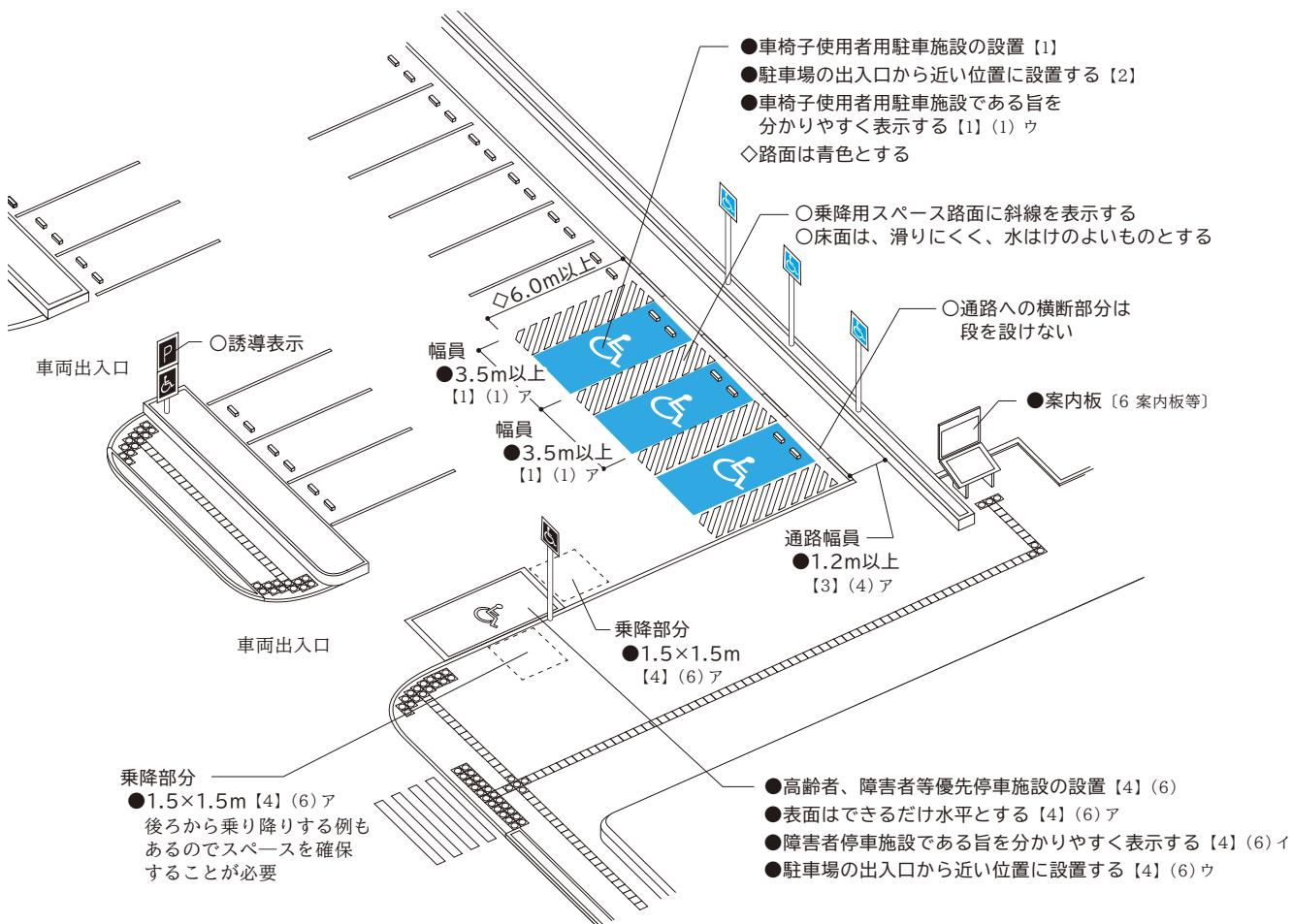
【4】高齢者、障害者等優先停車施設

高齢者、障害者等優先停車施設	(1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降の用に供する自動車の停車のための部分を設けるよう努めること。 ア 車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。 イ 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分又はその付近に当該部分である旨を見やすい方法により表示すること。 ウ 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分に最も近い〔1 出入口〕に定める基準に適合する出入口から当該自動車の停車のための部分までの通路は、上記「【3】通路」に定める基準に適合するものとすること。	ト 駐車場等 (4)
----------------	--	---------------

《ポイント》立体式駐車場

地下式、立体式駐車場施設	地下式、立体式駐車場を設ける場合には、車椅子使用者が利用可能なエレベーターを1以上設ける。車椅子使用者が利用可能なエレベーターが設けられない場合は、地上階に【1】に定める平置型の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
--------------	---

《公園の駐車場》



《高齢者、障害者等優先停車施設である旨の表示》



» コラム »

- ・車路と接する部分に車止めを設ける場合には、視覚障害者が容易に判別できるよう、地面との明度差をはっきり付ける。

» コラム »

- ・車椅子使用者用駐車施設へのコーン等の設置について
区画内にコーン等は原則置かないこと、置く場合は、利用者が車から降り、建築物の出入口に至る導線に影響がない位置に配置する。

《コーンを置く場合のイメージ》

